

事務局からのお知らせ

事務処理要領の作成について

8/5付の一斉メールにてご案内のとおり、以前お示していた「事務処理の手引き」を改め、「事務処理要領」を作成しています。

お問い合わせの多かった内容や基金規程を含め明記されていなかった内容など、一部記載を変更している箇所がありますので、ここでは主なものを紹介します。

- 加入期間15年以上の方への給付について（「事務処理要領」P1）
（変更）「退職一時金または年金のどちらかの選択になります」⇒「退職年金が支給されます」
（追記）「年金の一時払いを選択することも可能です」
- 加入期間1年未満の脱退について（「事務処理要領」P6）
（追記）「加入者、法人共に掛金の返還はありません」
- 3ヶ月を超える期間を遡っての届出について（「事務処理要領」P10・15）
（追記）「訂正後1年以上加入する見込みがない場合（すでに退職が決まっている場合等）や、1年以上前の訂正には応じられません」

3月退職者の給付状況のご報告

4月末までに県社協に到着した書類の処理状況

	令和4年	令和5年	令和6年
退職書類受理数	815件	857件	858件
銀行へ送付完了	4/28	4/28	4/30
退職金給付完了	5/23	5/19	5/17

このように3月退職でも、書類到着後**1ヶ月程度で退職金が給付**されています。退職後に郵送で書類のやり取りをするのは大変です。退職前に書類を作成し、確認まで済ませておくことをお勧めします。

お問い合わせ先

新潟県社会福祉協議会 総務管理課 主任 本間 一生 / 職員 松尾 祐美
TEL : 025-281-5520 / FAX : 025-281-5528
MAIL: taisyoku2@fukushiniigata.or.jp

福祉医療機関の退職手当共済に加入されている事業所様へ

1. 退職届の提出先が変わります

- 提出先：新潟県社会福祉協議会 ⇒ 独立行政法人福祉医療機構
- 変更日：令和7年1月1日
- その他：変更日以降に県社協へ送付された退職届につきまして、**令和7年6月30日**の到着分までは福祉医療機構へ転送します。

2. お問い合わせは福祉医療機構へ

退職届の提出先変更に合わせて、**退職手当共済に関する一切のお問い合わせ**は福祉医療機構へお願いします。

独立行政法人福祉医療機構 Tel:0570-050-294

退職年金受給権者の方がいる事業所様へ ※今後、退職年金給付申請の可能性がある事業所様を含みます

1. 退職年金受給権者の現況をご報告ください

- 報告期限：令和7年1月31日(金) ※12月下旬にメールにて依頼予定です
- 報告内容：①退職年金受給権者の方全員の生存確認
②住所や振込口座など、届出内容の変更
- 報告様式：①年金受給権者現況報告書（全員分）
②年金受給権者変更届（届出内容に変更のある方の分のみ）

年金受給権者現況報告書			年金受給権者変更届	
加入者番号			加入者番号	
氏名			氏名	
生存確認	生存	死亡	住所	
	死亡年月日	令和 年 月 日		

- その他：現況確認は受給権者の方が**退職年金の受給を終えるまで**（通常は満70歳に達するまで）毎年継続していただきます。

2. 源泉徴収票合計表および支払報告書をご提出ください

- 提出期限：令和7年1月31日(金)
※各事業所様には令和7年1月中旬に県社協より送付予定です
- 提出先：①公的年金等の源泉徴収票合計表：**所管の税務署**
②公的年金等の支払報告書（総括表・個人明細書）：**所管の市町村**

新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度

I. 制度の概要

実施主体	社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「協議会」という。）
基金財源	施設・団体及び職員から納付された掛金及び基金から生じる収益。
基金運用	三井住友信託銀行と指定金銭信託（単独運用）契約を締結し、基金の管理・運用等を委託しています。
基金運営	基金運営の適正を期すため、「運営委員会」を設置し、基金運営に関し調査、研究、協議を行い、協議会に意見を具申しています。
加入対象	県内に所在する社会福祉施設・団体（国及び地方公共団体以外のもの）。
加入資格	協議会の会員である施設・団体。
適用者の範囲	各施設・団体に勤務する有給常勤職員。
加入時期	施設・団体及び適用者の加入は、毎年4月1日または10月1日の年2回。適用者の加入は毎月1日。
掛金	1日現在の加入者数×一人当たり月額3,000円 一人当たり月額3,000円の内訳：事業主1,500円、職員1,500円
給付金	<ul style="list-style-type: none"> ○退職一時金 加入期間が1年以上の退職者 ○遺族一時金 加入者が死亡した場合その遺族に支給 ○退職年金 15年以上加入した退職者でかつ年齢が満60歳に達した後、最初に到来する2月、5月、8月、11月から10年間支給

<令和6年 3月 31日現在>

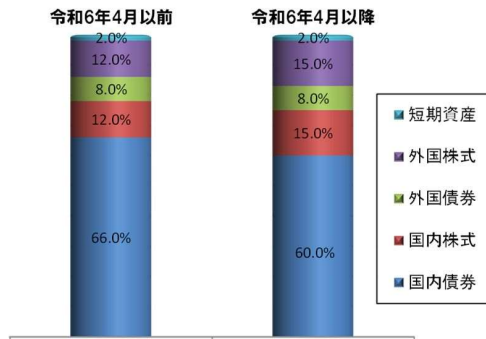
<加入施設数> 650施設・団体
<加入者数> 22,692名

II. 積立基金の運用ガイドライン

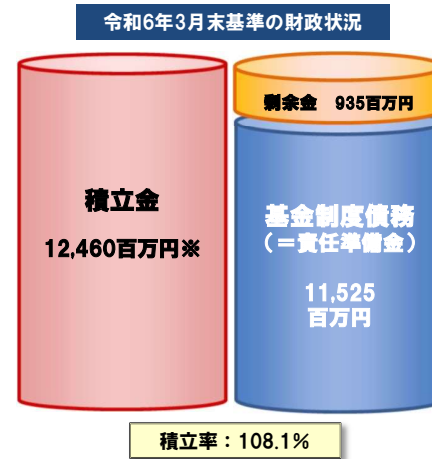
協議会は、退職積立基金の運用にあたって、協議会の規約に規定する年金給付及び一時金たる給付の支払を将来にわたり確実にを行うため、許容されるリスクの範囲内で必要とされる総合収益を長期的に確保することを基本方針としています。
なお、昨今の運用環境の変動制拡大に伴い、協議会の積立基金の運用についても、令和6年4月以降、国内債券の配分を減らし、内外株式の配分割合をそれぞれ3%増やしたポートフォリオへの変更を行い運用しています。

[資産配分計画]

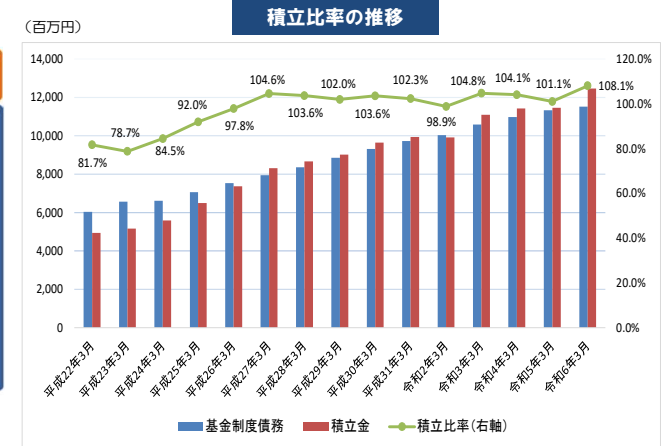
対象資産	中心値	変更許容幅
国内債券	60.0%	55.0%~65.0%
国内株式	15.0%	10.0%~20.0%
外国債券	8.0%	3.0%~13.0%
外国株式	15.0%	10.0%~20.0%
短期資産	2.0%	0.0%~10.0%



III. 制度の財政状況

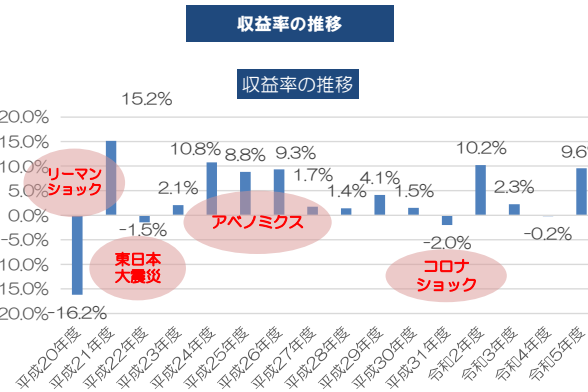


<責任準備金>積立目標額。将来の給付のために保有しておかなければならない積立金のこと。
積立率が高い（不足金が少ない）ほど、積立基金制度の財政状況としては望ましい状態にあるといえる。



IV. 積立基金の運用状況（平成20年度以降）

積立基金の運用は、平成20年度のリーマンショックの際に大幅なマイナスとなりましたが、その後は中期的には調整に推移しています。
令和5年度の株式市場ですが、イスラエルを巡る地政学リスクの高まりが嫌気され下落する場面もありましたが、FRBによる早期利下げ期待の高まりや、大幅な円安ドル高の進行を受けて、国内株式は+41.34%、外国株式は現地通貨ベースで+25.74%、円ベースでは対ドルでの円安進行を受けて+42.92%のプラスターンとなりました。内外金利は、FOMCで2024年度の政策金利見通しが引上げられたことや、日銀が金融緩和政策の修正を行い、2度にわたり長期金利の許容変動幅を拡大したことなどから上昇した結果、国内債券はマイナスリターンとなりましたが、外国債券はプラスリターンとなりました。その結果、年度を通じての本基金の運用実績は9.54%となりました。



時価構成比（令和6年3月末基準）
(金額単位：百万円)

対象資産	時価総額	構成比
国内債券	7,929	63.6%
国内株式	1,707	13.7%
外国債券	940	7.5%
外国株式	1,526	12.2%
短期資産	358	2.9%
合計	12,460	100.0%

平成20年4月～令和6年3月末
までの累積収益率：68.7%
(年率：3.3%)